

■ 令和 8 年度 第 2 回岐阜市高齢者福祉計画推進委員会

介護保険サービスの現状等について

令和 8 年 7 月 2 9 日



目 次

- 1 居宅サービスの現状について P1~4
- 2 入所・入居サービスの現状について P 5
- 3 有料老人ホーム等の現状について P 6~8
- 4 介護保険施設・事業所整備における留意事項について . . . P 9~10

1 居宅サービスの現状について①

▶ 居宅サービスの現状（居宅サービス）

● 充足しているサービス

- 訪問系サービス 訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導
- 通所系サービス 通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護
- 短期入所サービス 短期入所療養介護
- その他居宅サービス （看護）小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

介護支援専門員（ケアマネジャー）等の回答状況

特に、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、福祉用具貸与・販売は、「不足」※との回答が2%以下となっている。

< [参考資料](#) P 1～4 参照 >

● 不足しているサービス

- 訪問系サービス 訪問介護

介護支援専門員（ケアマネジャー）等の回答状況

訪問介護は、「不足」※との回答が52.9%と他の居宅サービスに比べ高くなっている。

< [参考資料](#) P 1参照 >

※ 不足：高齢者実態等調査報告書（R8.3）「供給が不足していると感じるサービス」について、ケアマネと地域包括支援センター職員へのアンケート結果

1 居宅サービスの現状について②

▶ 居宅サービスの現状（居宅サービス）

● やや不足しているサービス

○訪問系サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（注1）

介護支援専門員（ケアマネジャー）等の回答状況

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、「不足」※との回答が23.7%、夜間対応型訪問介護は、22.9%と他の居宅サービスより比較的高い。

○短期入所系サービス 短期入所生活介護

介護支援専門員（ケアマネジャー）等の回答状況

短期入所生活介護は、「不足」※との回答が11.1%と他の居宅サービスより比較的高い。

< 参考資料 P1・3 参照 >

※ 不足：高齢者実態等調査報告書（R8.3）「供給が不足していると感じるサービス」について、ケアマネと地域包括支援センター職員へのアンケート結果

（注1）夜間対応型訪問介護は廃止され、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合予定
（令和8年7月1日現在岐阜市に2事業所）

1 居宅サービスの現状について③

●訪問介護（ホームヘルプサービス）

ポイント

利用者の居宅を訪問し、能力に応じた自立した生活を営めるように、介護、家事などのサービスを行う。

身体介護

訪問介護員等が、入浴・排せつ・食事の介護を行う

生活援助

調理・洗濯・掃除等の家事を行う
※要介護者・家族等が自ら行うことが困難な家事で、日常生活上必要なもの

○岐阜市の事業所 199事業所

●短期入所生活介護（ショートステイ）

ポイント

利用者の心身機能の維持または療養生活の向上と、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
長期の利用はできないが、一時的な泊りの場所として利用されている。介護その他日常生活上の世話と機能訓練を受けられる。

○岐阜市の事業所 37事業所（定員 1,087人）

1 居宅サービスの現状について④

● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の特徴

ポイント

介護や看護スタッフが何かあれば夜間でも「随時かけつける体制」を24時間整えていること

定期巡回
サービス

① 訪問介護員等が、定期的に利用者宅を巡回し、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話を行う。

オペレーター

随時対応
サービス

② あらかじめ利用者の心身の状況・環境等を把握した上で、随時、利用者・家族等からの通報を受け、対応の可否等を判断する。

随時訪問
サービス

③ ②での訪問の可否等にもとづき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問。

訪問看護
サービス

④ 看護師等が利用者の居宅を訪問し、療養上の世話・必要な診療の補助を行う。

○岐阜市の事業所 7事業所

1 居宅サービスの現状について⑤

●小規模多機能型居宅介護の特徴

ポイント

通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時**訪問**や**宿泊**を組み合わせ
てサービスを提供

デイサービス

ホームヘルプ

ショートステイ

三つのサービスを
同じ事業所が提供

登録した利用者を
対象にサービスを
提供

① どのサービスを利用しても、顔なじみの職員によるサービスが受けられる。

② 事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画を作成。居宅でのサービス、
通いでサービス、短期間の宿泊により、能力に応じ居宅で自立した生活の継続
を支援する。

○岐阜市の事業所 128事業所

●看護小規模多機能型居宅介護の特徴

ポイント

医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護サービスに加え、訪問看護
サービスを提供

デイサービス

ホームヘルプ

ショートステイ

訪問看護

複合的なサービス
の提供

① 配置されたケアマネジャーによるサービスの一元管理により、利用者のニー
ズに応じた柔軟なサービス提供が可能。

○岐阜市の事業所 3事業所

2 入所・入居サービスの現状について

▶ 岐阜市の入所・入居サービス待機者の状況等

	区 分	施設数 (令和8年4月1日現在)	定員 (令和8年4月1日現在)	利用者 (令和8年4月1日現在)	利用率 (令和8年4月1日現在)	待機者 (令和8年4月1日現在)	令和8年度 整備数	備 考
入居	(地域密着型) 特定施設入居者生活介護	9	383人	276人	72.1%	4人	0施設	待機者数は各事業所（令和8年4月1日現在）からの報告から集計（待機者人数には重複者あり）
	認知症対応型共同生活介護	54	876人	822人	93.8%	90人	0施設	待機者数は各事業所（令和8年4月1日現在）からの報告から集計（待機者人数には重複者あり）
入所	(地域密着型) 介護老人福祉施設	27	2,012人	1,871人	93.0%	966人	1施設	待機者数は各事業所（令和8年4月1日現在）からの報告から集計（待機者人数には重複者あり）
	介護老人保健施設	15	1,383人	1,156人	83.6%	81人	0施設	待機者数は各事業所（令和8年4月1日現在）からの報告から集計（待機者人数には重複者あり）
	介護医療院	3	112人	100人	89.3%	10人	0施設	待機者数は各事業所（令和8年4月1日現在）からの報告から集計（待機者人数には重複者あり）

岐阜市 人口推移

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
岐阜市人口 (人)	408,109	397,670	380,464	367,204	353,322
65歳以上人口 (人)	116,801	116,926	121,246	124,555	130,012
75歳以上人口 (人)	62,124	69,871	73,787	72,033	72,211
85歳以上人口 (人)	19,060	22,365	26,836	31,628	31,167

2020年、2025年は住民基本台帳の人口

2030年以降は推計値(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

参考① 令和7年4月1日の待機者調査の結果

1,106人の申込者の名寄せを行った結果

待機者数は819人

- ・とりあえず申込み：**295人**
- ・1年以内に入所希望：**214人**
- うち ・優先入所該当：**51人**

参考② 施設整備の現在の状況

- ・地域密着型介護老人福祉施設：1施設（29床）
令和8年7月1日開所

- 認知症対応型共同生活介護及び（地域密着型）介護老人福祉施設について、待機者が多く存在している。
- 2025年から2040年にかけて、全体の人口は約12%減が予測される一方で、65歳以上人口及び75歳以上の人口は、約1.1倍に増加すると見込まれ、とりわけ介護サービスの需要が高まる85歳以上の人口が約1.4倍となることから、今後も介護保険施設・事業所の需要はあるが、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、空床もあることから、整備については、必要数を精査する必要がある。
- （地域密着型）特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設及び介護医療院については、定員に対して、比較的待機者の割合は低い。

3 有料老人ホーム等の現状について①

▶ 高齢者向け住まいについて

○ 高齢者向け住まいのひとつである住宅型有料老人ホームは、現在、届出制で、全国的に増加しており、岐阜市でも同じ傾向がみられる。

住宅型有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者住宅を含む）	
介護認定	不要
提供されるサービス	①食事の提供、②介護の提供、③家事の供与、④健康管理のうちのいずれかのサービスを提供している。 外部サービス（訪問介護など）の提供を受けているケースも多い。
その他	今後届出制から登録制に変更される（改正法公布の日から2年以内で政令で定める日から） （運営の透明性確保などを目的としている） ※中重度の要介護者など特に入居者保護の必要性の高い者を入居対象とするホームが該当

3 有料老人ホーム等の現状について②

国資料

▶ 有料老人ホームの概要

有料老人ホームの概要

1. 制度の目的

- 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。
- 設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要。なお、設置主体は問わない（株式会社、社会福祉法人等）。

2. 有料老人ホームの定義

- 老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス（複数も可）を提供している施設。



3. 提供する介護保険サービス

- 介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事・指定都市市長・中核市市長の指定を受けなければならない。

有料老人ホーム施設数・定員数の推移



※ 法令上の基準はないが、自治体の指導指針の標準モデルである「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」では居室面積等の基準を定めている(例：個室で1人あたり13㎡以上等)

▶ サービス付き高齢者向け住宅の概要

サービス付き高齢者向け住宅の概要

高齢者の居住の安定確保に関する法律(改正法: 公布 H23.4.28/施行H23.10.20)

1. 登録基準 (※有料老人ホームも登録可)

- 《ハード》 ・床面積は原則25㎡以上 ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
 ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)
- 《サービス》 ・サービスを提供すること (少なくとも**安否確認・生活相談サービス**を提供)
 [サービスの例: 食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]

- 《契約内容》 ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないなど、居住の安定が図られた契約であること
 ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
 ・前払金に関して入居者保護が図られていること
 (初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け)

サービス付き高齢者向け住宅
 令和8年5月31日現在

棟数(全国)	8,319
登録戸数(全国)	290,986

2. 登録事業者の義務

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

3. 行政による指導監督

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し

24時間対応の訪問看護・介護
 「定期巡回随時対応サービス」の活用→介護保険法改正により創設

サービス付き高齢者向け住宅

【併設施設】
 診療所、訪問看護ステーション、
 ヘルパーステーション、
 デイサービスセンター など

住み慣れた環境で
 必要なサービスを受けながら
 暮らし続ける

3 有料老人ホーム等の現状について④

▶ 岐阜市の有料老人ホーム等の現状

▶ 施設数及び定員数

有料老人ホーム

	令和2年4月	令和5年4月	令和8年4月	R5からの増減率(%)
施設数(か所)	73	92	113	122.8
定員数(人)	2,065	2,626	3,313	126.2

サービス付き高齢者向け住宅

	令和2年4月	令和5年4月	令和8年4月	R5からの増減率(%)
施設数(か所)	39	50	58	116.0
登録戸数(戸)	1,313	1,798	2,203	122.5

▶ 利用状況の調査結果(令和8年4月1日現在)

■ 有料老人ホーム等の需給状況

区 分	上段:定員(人) 下段:入居者(人) ※入居者(人)うち()内は保険者が岐阜市の者	入居者の介護度別内訳(人)上段 各介護度別入居者の全入居者に占める割合											市内施設(か所)上段 定員あたりの利用者数(人) 下段	待機者(人) ※重複あり
	令和8年4月1日	自立	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他	合計	令和8年4月1日	令和8年4月1日
有料老人ホーム	3313 ※回答有:1387	12	0	6	15	104	183	224	274	408	6	1,232	113 ※回答有:48	33
	1,232(943)	1.0%	0.0%	0.5%	1.2%	8.4%	14.9%	18.2%	22.2%	33.1%	0.5%	100.0%	0.89	
	入居者の介護度別内訳を確認すると、要介護5の方が最も多く、介護保険施設と同様、重度の要介護者等を受け入れる役割を担っていることが伺える。 他の中核市との比較では、施設の数、総定員数ともに、平均を上回っている状況である。													
サービス付き高齢者向け住宅	2003 ※回答有:943	7	0	11	30	113	162	156	149	87	15	730	58 ※回答有:25	11
	730(557)	1.0%	0.0%	1.5%	4.1%	15.5%	22.2%	21.4%	20.4%	11.9%	2.1%	100.0%	0.77	
	入居者の介護度別内訳を確認すると、要介護2、要介護3、要介護4で全体の6割以上を占めていることから、中重度相当の要介護者等を受け入れる役割を担っていることが伺える。 他の中核市との比較では、施設の数、総定員数ともに、平均を上回っている状況である。													

※ 有料老人ホーム等における利用状況の調査について(依頼)(令和8年4月1日現在)について照会結果(有料:48件回答、サ高住:25件回答)

○有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅ともに、施設数が大幅に増加している。

⇒特別養護老人ホームは、原則要介護3以上、介護老人保健施設は、要介護1以上を対象としているが、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、対象を限定していないことも理由の1つとして考えられる。

○有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅ともに、要介護3以上の重度の要介護者を多く受け入れている。

⇒特別養護老人ホーム等の介護施設の代替施設として、重度の要介護者の受け皿となっている実態がある。

4 介護保険施設・事業所整備における留意事項について①

▶ 有料老人ホーム等の現状を勘案した介護保険施設・事業所整備の検討

高齢者のこれからの生活の希望

(%)

	自宅で家族などを中心に介護してほしい	自宅でホームヘルプサービス等を利用しながら暮らしたい	老人ホームなどに入所したい	同居でない家族のもとに行きたい	わからない	無回答
一般高齢者	22.4	41.5	10.5	1.6	18.5	5.4
要介護認定者	23.0	47.7	8.6	0.5	14.3	5.8

	なるべく家族のみで、自宅で介護したい	介護保険サービスや福祉サービスを使いながら自宅で介護したい	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等に入所させたい	認知症の方が共同で生活するグループホームに入居させたい	その他	わからない	無回答
要介護認定者の介護者	12.3	45.2	14.5	3.0	3.3	8.2	13.6

※高齢者等実態調査報告書(令和8年3月)

有料老人ホーム等における利用状況 (P10より引用)

区 分	定員 (令和8年4月1日現在)	入居者 ※定員の約9割を想定	空床 ※調査回答結果からの想定
有料老人ホーム	3,313人	2,981人	332人
サービス付き高齢者向け住宅	2,203人	1,802人	201人

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の空床の合計

約530人

- 高齢者等実態調査報告書 (R8.3) の結果から、介護が必要となった時に自宅での生活を希望する人は一般高齢者で**63.9%**、要介護認定者で**70.7%**と6割から7割程度の人が介護が必要となっても在宅での生活を希望している。
- また、要介護認定者の介護者でも自宅を希望する人が**57.5%**と、5割以上の方が在宅での介護を希望している。
- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の空き定員は、現状で770人程が想定され、比較的余裕がある。
- 国からは、介護保険施設・事業所整備に当たって**有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定することが、必要であるとされている。**

⇒介護保険施設・事業所の整備の必要性については、**高齢者の自宅での生活の希望、有料老人ホーム等の空き定員、他の事業(小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所)の整備状況**も考慮して検討しなければならない。

4 介護保険施設・事業所整備における留意事項について②

▶ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の整備計画の検討

小規模多機能型居宅介護の整備及び利用者の状況、看護小規模多機能型居宅介護の整備状況

ブロック	日常生活圏域	小規模多機能型居宅介護の整備状況	登録者数（人）	看護小規模多機能型居宅介護の整備状況	登録者数（人）
中央	中央北【金華・京町・明德・本郷】	小規模多機能 1事業所【金華】	28		
	中央西【徹明・木之本】	小規模多機能 1事業所【木之本】	22	看護小規模多機能 1事業所【木之本】	14
	白梅華【梅林・白山・華陽】	小規模多機能 2事業所【白山】	57		
西部	島城西【島・城西】	小規模多機能 1事業所【島】	29		
	清流【早田・則武】	小規模多機能 1事業所【則武】	27		
	西部【木田・七郷・合渡】	小規模多機能 1事業所【合渡】	20	看護小規模多機能 1事業所【合渡】 整備中	
	岐北【黒野・方県・西郷・網代】				
北部	長良【長良・長良西・長良東】	小規模多機能 1事業所【長良西】	29	看護小規模多機能 1事業所【長良西】	24
	北部【鷺山・常磐】				
	岩野田【岩野田・岩野田北】	小規模多機能 1事業所【岩野田北】	29		
	北東部【藍川・三輪南・三輪北】				
南部	三里本荘【本荘・三里】			看護小規模多機能 1事業所【本荘】 看護小規模多機能 1事業所【三里】	38
	精華【市橋・鏡島】				
	境川【鶉・日置江・柳津】	小規模多機能 1事業所【柳津】	24		
	南部【加納・加納西・西部】	小規模多機能 1事業所【加納西】	29		
	厚見【厚見】	小規模多機能 2事業所【厚見】	50		
東部	長森南【長森南】	小規模多機能 1事業所【長森南】	22		
	長森【日野・長森北・長森東・長森西】	小規模多機能 1事業所【長森西】	4		
	東部【岩・芥見・芥見東・芥見南】	小規模多機能 1事業所【芥見東】	28	看護小規模多機能 2事業所【芥見】	48
	合 計	16事業所	398人	6事業所	124人

（令和8年5月1日現在）

（小規模多機能の
令和8年5月利用分）

（令和8年5月1日現在）

（看護小規模多機能の
令和8年5月利用分）

○小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、利用者の利便性から整備の必要性は高いが、地域包括支援センター圏域で整備されていないのは2圏域のみであることから、**整備地域を限定する必要性は低い。**

○看護小規模多機能型居宅介護については、今後ますます医療ニーズが増加することが予想され、必要性が高まる一方で、整備費や人員の問題で整備できる法人が限られてきている。

⇒複合的なサービスという利用者の利便性から、引き続き需要が見込まれるが、整備の難しさなどから、訪問介護や通所介護など、そのほかの居宅サービスで補っていく必要もある。➡ **次回(第3回)委員会にて施設整備目標数(案)を示す予定**